

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 新入社員の賞与と賞与引当金

Q：賞与引当金の繰入限度額の計算では、新入社員の少額な賞与についても、前1年間の1人当たりの賞与支給額等の計算に含めなければならないのでしょうか。

A：新入社員への最初の賞与の額がごく少額である場合には、賞与引当金の計算上、その新入社員に支給した賞与の額及びその新入社員の数を前1年間の1人当たり賞与支給額等の計算に含めなくてもよいこととされています。

【解説】

賞与引当金の繰入限度額は、前1年間の1人当たり賞与支給額から当期（又は当年）に係る支給済の1人当たり賞与支給額を控除した額に期末使用人等の数を乗じて計算します。したがって、前1年間の1人当たり賞与支給額の多寡によって繰入限度額が大きく左右されることになります。

入社後間もない新入社員に対しては、一般的には少額の賞与が支払われているようですので、この新入社員に対する賞与を計算に含めた場合には、その引当額が実際の賞与支給見込額に比し、極端に少額となってしまうケースも考えられることから、上記の特例が設けられています。

ここでいう少額の賞与とは、その支給率が一般使用人等に対して支給した賞与の平均支給率のおおむね20%以内であるものとされています。

